○社会福祉法人守山市社会福祉協議会ボランティア登録要綱

令和３年２月１日 制定

（目的）

第１条　この要綱は、守山市ボランティアセンター（以下「センター」という。）が把握し支援しようとするボランティア活動を行う個人または２名以上のグループ（以下「ボランティア」という。）の登録に必要な事項を定める。

（登録要件）

第２条　登録するボランティアは、地域や社会の課題解決に向けて自発的に取り組み、具体的な支援活動を実施し、次の各号のいずれも満たすこととする。

(1) 営利を目的とせず、金銭的な利益を得ようとしないこと。

(2) 自発的かつ自立的に活動を展開していること。

(3) 趣味や技能取得のみのサークル活動でないこと。

(4) 政治活動または宗教活動を目的としないこと。

(5) センターからの依頼に基づく福祉活動へ積極的に協力し、連携が図れること。

(6) 守山市内での福祉活動を１年間に少なくとも１回以上実施すること。

(7) ボランティア活動における事故等に対応するため、原則としてボランティア活動に関する保険に加入すること。

（登録期間）

第３条　登録の期間は、登録日から当該年度末までとする。

（登録手続）

第４条　登録するボランティアは、次の書類をセンターへ提出するものとする。

(1) 登録申請書（個人は別記様式第１号、グループは別記様式第２号）

(2) 活動がわかる資料（写真、リーフレット、会報誌、新聞記事など）

(3) グループの場合、会員名簿（別記様式第３号）および規約または会則（定めていない場合は不要）

２　登録内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターへ報告するものとする。

３　センターへ提出された書類に記載された内容は、個人に関する情報を除き、公開するものとする。

（ボランティアへの支援）

第５条　センターは、ボランティア活動の振興を図るため、次の支援を行う。

(1) 活動に関する相談

(2) 守山市ボランティアセンター登録グループ活動助成金交付要綱に基づく助成（ただし、５名以上のグループに限る。）

(3) ボランティア活動室およびミーティングルームの使用（ただし、５名以上のグループに限る。）

(4) 研修会および助成金等の案内

(5) ボランティア連絡協議会に関する情報提供

(6) その他の情報提供

（登録抹消）

第６条　登録したボランティアが第２条の登録要件を満たさなくなった場合は、その登録を抹消する。

（その他）

第７条　この要綱に定めのない事項については、社会福祉法人守山市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

付　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱の施行により、社会福祉法人守山市社会福祉協議会ボランティアグループ登録要綱（平成29年２月１日制定）は廃止する。

　この要綱は、令和４年２月１日から施行する。